

議案第69号

南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例

南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年12月12日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い、新たに生じる戸籍証明書等の交付事務に係る手数料を定める必要があるため提案する。

南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例

南風原町手数料徴収条例（平成12年南風原町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「

(1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円。ただし、多機能端末機による場合は、400円とする。
(2) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円

」を「

(1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1通につき 450円。ただし、多機能端末機による場合は、400円とする。
(2) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書の交付手数料	1通につき 750円

」に、

「

(5) 届出、申請の受理証明書又はその他の書類の記載事項証明の交付 ・戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基	1通につき 350円
--	------------

<p>づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書</p>	
--	--

」を「

<p>(5) 届出、申請の受理証明書又はその他の書類の記載事項証明書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料 	<p>1通につき 350円</p>
---	-------------------

」に、「

<p>(7) 戸籍の届書等の閲覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧 	<p>書類1件につき 350円</p>
---	---------------------

」を「

<p>(7) 戸籍の届書等の閲覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づ 	<p>書類1件につき 350円</p>
---	---------------------

<p>く届書その他町長の受理した書類の閲覧 又は同法第120条の6第1項の規定に基づ く届書等情報の内容を表示したものの閲覧 手数料</p>	
--	--

」に改め、同表中第8号を第10号とし、第9号から第35号までを2号ずつ繰り下げ、同表第7号の次に次のように加える。

<p>(8) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づ く戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 手数料（情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律（平成14年法律第151 号）第7条第1項の規定により同法第6条 第1項に規定する電子情報処理組織を使用 する方法（総務省令で定めるものに限る。 以下この号及び次号において同じ。）によ り戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を 行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書 の請求が同条第1項の規定により同項に規 定する電子情報処理組織を使用する方法に より行われた場合に限る。）における当該 発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の 発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者 が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事 項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若し くは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合 における当該発行を除く。）</p>	<p>1件につき 400円</p>
<p>(9) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基 づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行 手数料（情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律第7条第1項の規定によ</p>	<p>1件につき 700円</p>

り同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。